3　試験地　札幌市　仙台市　東京都　名古屋市　大阪市　広島市　福岡市

※　各試験地における試験場については、平成23年１月下旬ころ、官報に公告する予定。

4　出願手続等

⑴　郵送による出願の場合

ア　出願期間　平成22年11月24日（水）から同年12月７日（火）まで

なお、平成22年12月７日（火）までの消印があるものに限り受け付ける。

イ　出願用紙の交付　出願用紙は、司法試験委員会（所在は５⑴記載のとおり。）において、平成22年11月12日（金）から交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、表に赤字で「新司法試験出願用紙請求」と記載した適宜の封筒に、返信用封筒（角形２号【縦33.2㎝、横24.0㎝程度】に200円分の郵便切手をはり付け、郵便番号、送付先住所及び氏名を明記したもの）を封入して、司法試験委員会あて請求すること。

ウ　受験願書（出願用紙に必要事項を記入したもの。）の提出　受験を希望する者は、出願用紙に必要事項を記入の上、カラー写真（出願前６月以内に撮影した、正面、上半身、無帽、無背景の縦５㎝、横４㎝のもの。）、受験手数料として28,000円分の収入印紙（４枚以内）を所定の箇所にはり、エに記載する受験資格を有することを証する書面、住民票（出願前６月以内に交付されたもの。出願用紙に住民票コードを記入した場合は、住民票は添付不要。）、その他出願に必要な書類を添付して、出願期間内に司法試験委員会あて提出すること。

なお、提出方法は、司法試験委員会交付の出願用封筒を用い、書留郵便によるものとする。

エ　受験資格を有することを証する書面　受験を希望する者は、㋐又は㋑ａについては、ウ記載の受験願書とともに、㋑ｂについては、平成23年４月５日（火）（当日までの消印があるものに限る。）までに司法試験委員会あて書留郵便により提出すること。ただし、受験を希望する者が、司法試験委員会による法科大学院に対する受験資格の照会に同意している場合、又は出願用紙に受験者ＩＤ（司法試験委員会が過去の新司法試験の出願者に送付した受験資格確認通知書に記載されたもの。以下同じ。）を記載した場合（前回新司法試験に出願したときと異なる受験資格で出願する者を除く。）には、下記の書面は提出不要。

㋐　法科大学院の課程を修了している者は、法科大学院課程修了証明書

㋑　平成23年３月31日までに法科大学院の課程を修了する見込みの者

ａ　出願時　平成23年３月31日までに法科大学院の課程を修了する見込みであることを証する書面

ｂ　修了後　法科大学院課程修了証明書

⑵　法務省オンライン申請システム（以下「システム」という。）による出願の場合

ア　システムを使用して出願する場合には、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）を参照すること。

イ　出願期間等　平成22年11月24日（水）から同年11月30日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の間の午前８時30分から午後８時まで。受験手数料として27,200円を、上記の出願期間内に国庫金電子納付システムを利用して納付すること。

ウ　提出書類　⑴エに記載した受験資格を有することを証する書面（受験を希望する者が、司法試験委員会による法科大学院に対する受験資格の照会に同意している場合、又は受験願書情報に受験者ＩＤを入力した場合（前回新司法試験に出願したときと異なる受験資格で出願する者を除く。）は、受験資格を有することを証する書面は提出不要。）、住民票（出願前６月以内に交付されたもの。受験願書情報に住民票コードを入力した場合は、住民票は提出不要。）、その他出願に必要な書類を平成22年12月７日（火）（当日までの消印があるものに限る。）までに司法試験委員会あて書留郵便により提出すること。

5　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問い合わせは、司法試験委員会（〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省内　電話03（3580）4111㈹）に行うこと。

⑵　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

⑶　行政機関の休日に関する法律第１条第１項に定める行政機関の休日には、事務は行わない。

## 公　告

### 植物防疫法施行規則の改正等に関する公聴会開催に関する公示

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第７条第４項において準用する同法第５条の２第２項の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催することを決定したので、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第１条第１項の規定に基づき、公示する。

平成 22 年 11 月 12 日

農林水産大臣　鹿野　道彦

記

1　日時　平成22年12月３日午後２時から

2　場所　東京都千代田区九段南２丁目１番５号　農林水産省三番町共用会議所

3　意見を聴こうとする事項

⑴　パキスタンから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるシンドリ種及びチョウサ種のマンゴウの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを、規則別表２中ミカンコミバエ種群及びウリミバエに係る輸入禁止植物から除くことについて

⑵　⑴の改正に伴い、農林水産大臣が定める基準を制定することについて

4　議長　農林水産省消費・安全局植物防疫課長（同課長が出席できないときは同課検疫対策室長）

5　意見公述の手続　意見を述べようとする者は、次の事項を記載した農林水産大臣あての文書を平成22年11月30日までに、農林水産省消費・安全局植物防疫課（郵便番号100―8950東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）へ提出すること。

⑴　氏名及び住所

⑵　議題に対する意見の概要（意見及びその理由）

6　留意事項

⑴　議長は、公述申込者が多数となり、その全員の意見を聴くことが困難であると認められる場合には、できるだけ多くの種類の意見を聴けるよう、公述申込者のうちから、同種の内容の意見を公述する者を代表するものとして公述人を選定することがある。

⑵　議長は、公聴会の進行上必要であると認められる場合には、公述人に対し公述時間を制限することがある。

⑶　議長は、次の場合には、公述を中止させることがある。

イ　公述人が議長の指示した時間を超えて公述を続けた場合

ロ　公述人が意見を聴こうとする事項の範囲を超えた発言をした場合

ハ　公述人が公述書に記載された主旨と異なることを公述した場合

⑷　傍聴人が多数となり、全員が公述の場所に入場することが困難な場合には、議長が別に定める場所において、音声機器等により公聴会を傍聴させることがある。

⑸　議長は、議長の指示に従わず、公聴会の進行を著しく妨げる行為を行った者を退去させることがある。

⑹　議長は、⑴から⑸までのほか、公聴会の円滑な進行を図るために必要な措置をとることがある。

7　意見を聴こうとする事項に関する資料の閲覧場所

農林水産省消費・安全局植物防疫課（東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）

横浜植物防疫所（神奈川県横浜市中区北仲通５丁目57番地　横浜第２合同庁舎内）

名古屋植物防疫所（愛知県名古屋市港区入船２丁目３番地12号　名古屋港湾合同庁舎内）

神戸植物防疫所（兵庫県神戸市中央区波止場町１番１号　神戸第２地方合同庁舎内）

門司植物防疫所（福岡県北九州市門司区西海岸１丁目３番10号　門司港湾合同庁舎内）

那覇植物防疫事務所（沖縄県那覇市港町２丁目11番地の１　那覇港湾合同庁舎内）

東北農政局消費・安全部安全管理課（宮城県仙台市青葉区本町３丁目３番１号　仙台合同庁舎内）

関東農政局消費・安全部安全管理課（埼玉県さいたま市中央区新都心２番地の１　さいたま新都心合同庁舎２号館内）

北陸農政局消費・安全部安全管理課（石川県金沢市広坂２丁目２番60号　金沢広坂合同庁舎内）

東海農政局消費・安全部安全管理課（愛知県名古屋市中区三の丸１丁目２番２号）

近畿農政局消費・安全部安全管理課（京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町　京都農林水産総合庁舎内）

中国四国農政局消費・安全部安全管理課（岡山県岡山市北区下石井１丁目４番１号　岡山第２合同庁舎内）

九州農政局消費・安全部安全管理課（熊本県熊本市二の丸１番２号　熊本合同庁舎内）